

中央区内部公益通報に関する要綱

4 中総総第 252 号

令和 4 年 5 月 17 日

中央区内部公益通報に関する事務取扱要綱（平成 30 年 4 月 1 日 29 中総総第 1736 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和 3 年内閣府告示第 118 号）を受けて、中央区（以下「区」という。）における内部公益通報について必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 内部公益通報 法第 3 条第 1 号及び第 6 条第 1 号に規定する公益通報をいう。
- (2) 職員等 次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 区の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び特別職（同条第 3 項第 3 号に掲げる職に限る。）の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員をいう。）
 - イ 区から事務事業を受託し、又は請け負った事業者の役員及び当該事務事業に従事している者
 - ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき区が指定した指定管理者の役員及び当該指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事している者
 - エ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者で、区の事務事業に従事している者
 - オ アからエまでに掲げる者であったもの（当該者であった日から 1 年以内にあるものに限る。）
- (3) 内部公益通報対応体制 法第 11 条第 2 項に定める、事業者が内部公益通報に応じ、適切に対応するために整備する体制をいう。
- (4) 公益通報対応業務 法第 11 条第 1 項に規定する公益通報対応業務をいう。
- (5) 内部公益通報者 内部公益通報をした者をいう。
- (6) 従事者 法第 11 条第 1 項に規定する公益通報対応業務従事者をいう。

(7) 通報対象事実 法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。

(内部公益通報対応体制の整備等)

第3条 区長は、内部公益通報対応体制を整備し、及び運用する。

2 区長は、前項の規定による内部公益通報対応体制の整備及び運用の担当部署を総務部とし、総務部長は、当該整備及び運用に係る事務を担う。

3 区長は、内部公益通報を受け付けるための窓口（以下「受付窓口」という。）を特別区（地方自治法第1条の3第3項に規定する特別区をいう。）の区域内に所在する法律事務所（弁護士（弁護士法人を含む。）に委託して設置する。

4 区長は、職員等から寄せられる内部公益通報対応体制の仕組み、不利益な取扱い（内部公益通報又は内部公益通報に係る相談（以下「相談」という。）をしたことを理由として行われる懲戒処分その他不利益な取扱い（嫌がらせ等の事実上の行為を含む。）をいう。以下同じ。）その他内部公益通報に関連する質問及び相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を総務部総務課に設置する。

5 従事者のうち受付窓口において受け付ける内部公益通報に関して公益通報対応業務を行うものであり、かつ、当該業務に関して内部公益通報者を特定させる事項を伝達されるものは、第3項の規定により委託を受けた弁護士（弁護士法人の場合は、当該法人から業務執行者として指定された者。以下「受託者」という。）、区長、総括を担当する副区長、教育長、総務部長、総務部法務担当課長、同部総務課法務担当係長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長、監査事務局次長及び区議会議会局長とする。

6 区長は、前項に定める者以外のものを従事者に指定する場合は、文書による指定その他の方法により、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかになるようにする。

(利益相反関係の排除)

第4条 法令違反行為の発覚や調査の結果により実質的に不利益を受ける者、内部公益通報者、法令違反行為を行った、行っている又は行おうとしているとして内部公益通報をされた者と一定の親族関係がある者その他公正な公益通報対応業務の実施を阻害する者又はそのおそれのある者は、公益通報対応業務及び相談に関与してはならない。

(内部公益通報の方法)

第5条 内部公益通報を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した文書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）（以下「文書等」という。）を提出して行うよう努めるものとする。ただし、匿名により内部公益通報をすることを妨げない。

(1) 内部公益通報をする者の氏名、所属その他の当該内部公益通報をする者を特定できる事項

(2) 通報対象事実

(3) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由

(内部公益通報の受付)

第6条 受託者は、内部公益通報者に対して、速やかに、内部公益通報を受け付けた旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 内部公益通報をしたことによる不利益な取扱いはないこと。
- (2) 内部公益通報に関する秘密は保持されること。
- (3) 内部公益通報者の個人情報保護されること。
- (4) 内部公益通報後の手続の流れ

2 受託者は、前項の通知の概要を文書等により区長に報告するものとする。

(内部公益通報の受理)

第7条 受託者は、内部公益通報に対応する必要性について検討し、内部公益通報を受理しない場合は、受理しない旨及びその理由を、遅滞なく内部公益通報者に対して通知するものとする。

2 受託者は、前項の通知の概要を文書等により区長に報告するものとする。

(通報対象事実の調査等)

第8条 受託者は、通報対象事実を調査する必要性を十分に検討し、正当な理由がある場合を除いて、必要な調査を実施するものとする。

2 受託者は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を、内部公益通報者に対して、遅滞なく通知するものとする。

- (1) 調査を行う場合 調査を行う旨及び着手の時期
- (2) 調査を行わない場合 調査を行わない旨及びその理由

3 受託者は、前項の通知の概要を文書等により区長に報告するものとする。

4 受託者は、必要かつ相当と認められる方法により第1項の調査を実施し、その結果を文書により区長に報告するものとする。

5 受託者は、第1項の調査を実施した結果、通報対象事実に係る法令違反行為が認められたときは、是正に必要な措置及び再発防止のための措置として適当と考える内容を区長に報告するものとする。

6 受託者は、調査の進捗状況につき、内部公益通報者の求めに応じて通知するとともに、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、調査の結果の概要につき、速やかに内部公益通報者に通知するものとする。

(調査における配慮)

第9条 従事者は、調査に際しては、内部公益通報者の秘密を守るため、その者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(協力義務)

第10条 従事者は、職員等に対して、通報対象事実を調査するに当たり協力を求めることができる。

2 職員等は、前項の協力を求められたときは、調査に協力しなければならない。

(是正措置等)

第11条 区長は、第8条第5項の規定による報告を受けたときは、当該報告を尊重して、是正措置等を講ずるものとする。

2 前項の規定により是正措置等を講じたときは、区長は、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、速やかにその概要を内部公益通報者に通知するものとする。

3 第1項の規定により是正措置等を講じた後、区長は、当該是正措置等が適切に機能しているかを確認し、機能していない場合は、改めて必要と認める是正措置等を講ずるものとする。

(不利益な取扱いの防止)

第12条 何人も、職員等が内部公益通報及び相談（以下「内部公益通報等」という。）をしたこと又は第10条第2項の規定により調査に協力したことを理由として、当該職員等に対して、処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 区長は、職員等が内部公益通報等をしたこと又は第10条第2項の規定により調査に協力したことを理由として、当該職員等が不利益な取扱いを受けることがないように適切な措置を講ずるものとする。

3 従事者は、第8条第1項の調査を開始してから前条第1項の規定により是正措置等を講ずるまでの間、必要に応じて、職員等が不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

(範囲外共有の防止)

第13条 内部公益通報者を特定させる事項を知った者は、当該事項を共有する者の範囲を最小限にとどめなければならない。ただし、内部公益通報者があらかじめ同意している場合、通報対象事実の調査等のため必要がある場合その他共有する必要が特に認められる場合は、この限りでない。

(探索の禁止)

第14条 職員等は、内部公益通報等をした者が誰であるか、及び第10条第2項の規定により調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第15条 従事者は、内部公益通報者の承諾その他の正当な理由がない限り、内部公益通報者の秘密又は公益通報対応業務において知り得た情報を漏らしてはならない。

(通知等の省略)

第16条 第6条第1項、第7条第1項、第8条第2項及び第6項並びに第11条第2項の規定による通知については、内部公益通報者が通知を受けることを希望しないとき、当該通報が匿名でされたとき、又は内部公益通報者に通知をすることが困難であるときは、通知を省略することができる。

(上司への通報)

第17条 内部公益通報者の上司（職制上直接に指揮監督を行う地位にない者を含む。）である職員が内部公益通報を受けた場合、当該職員は、当該職員の上司への報告、受付窓口への通報その他の適切な措置を遅滞なく講ずるものとする。

(運用実績の公表)

第18条 区長は、内部公益通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障が生じない範囲において、内部公益通報に関する運用実績を公表するものとする。

(周知・研修)

第19条 区長は、職員等に対して、受付窓口及び相談窓口を周知するとともに、法及び本要綱の理解を促すため、定期的に教育及び研修を行うものとする。

(委任)

第20条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。